

苫前町人事行政の運営等の状況

この報告書は、地方公務員法第58条の2及び苫前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、苫前町人事行政の透明性を高め、その公平性の一層の確保を図るため、本町における職員の任用や給与、勤務条件などを幅広く町民の皆様に公表するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数、退職者数及び採用者数

平成26年4月1日 現在の職員数 A	平成26年度中の 退職者数	平成26年度中及び 平成27年4月1日 採用者数	平成27年4月1日 現在の職員数 B	対前年増減数 B - A
68 人	3 人	4 人	69 人	1 人

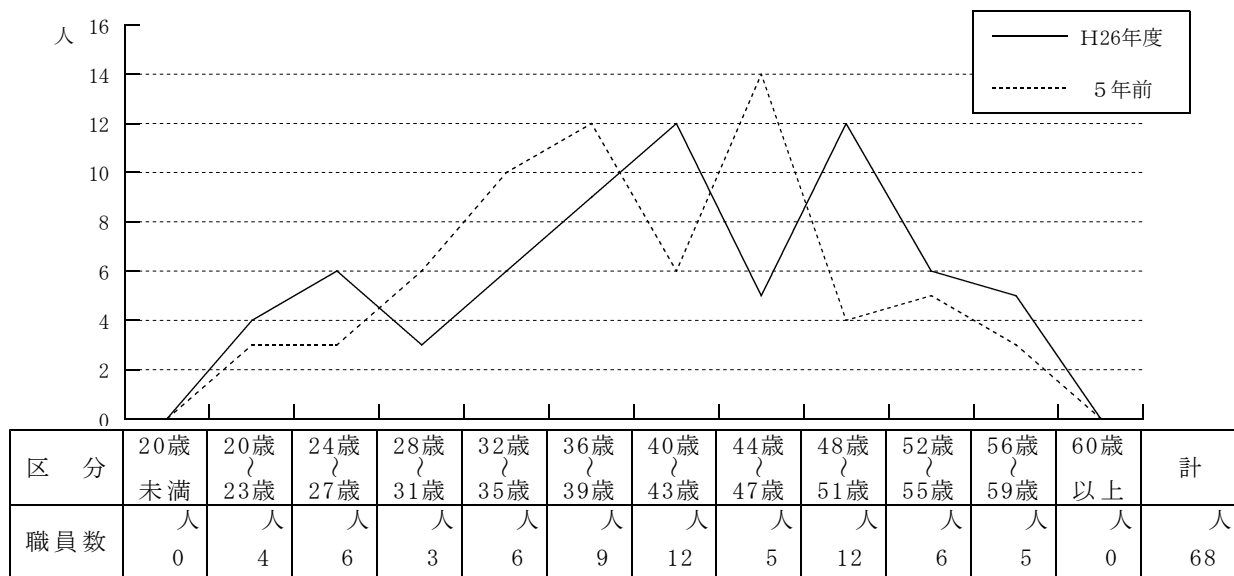
(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	配置転換による増 退職による減 配置転換による増 欠員補充による増
		総 務	18	18	0	
		税 務	2	2	0	
		民 生	5	6	1	
		衛 生	8	6	△2	
		農 林 水 産	8	9	1	
	商 工 土 木	1	1	0		
	計	6	7	1		
	計	50	51	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.5 人	
	教 育 部 門	9	10	1		
	小 計	59	61	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 175.2 人	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道 等 特 別 会 計	9	8	0		
	小 計	9	8	0		
合 計		68	69	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 198.2 人	
		[85]	[85]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(3) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



(4) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	16年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
一般行政	57	48	47	47	49	49	50	2 (4.2%)	▲7 (▲12.3%)
教育	11	10	10	10	9	9	9	▲1 (▲10.0%)	▲2 (▲18.2%)
普通会計計	68	58	57	57	58	58	59	1 (1.7%)	▲9 (▲13.2%)
公営企業等会計計	11	8	8	8	8	9	9	1 (12.5%)	▲2 (▲18.2%)
総合計	79	66	65	65	66	67	68	2 (3.0%)	▲11 (▲13.9%)

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 3,349	千円 4,413,774	千円 159,796	千円 606,342	% 13.7	% 15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 59	千円 229,677	千円 38,375	千円 84,027	千円 352,079	千円 5,967

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

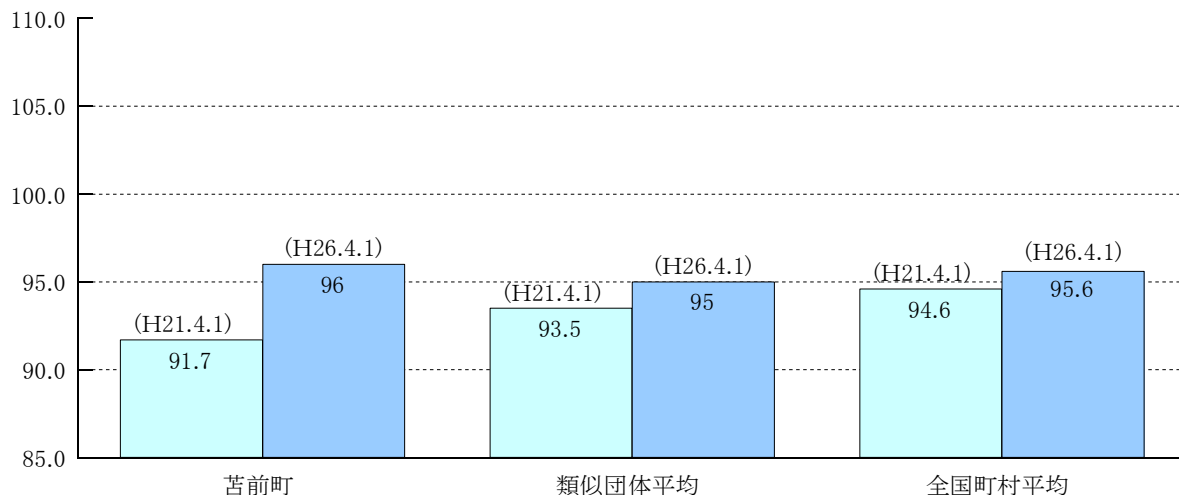
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成18年度から、一般職員（教育長を除く）の給料月額について、苫前町職員の給与に関する条例に定める額に対して3%の独自削減を実施し、更に20年度からは削減率を5%として、これを基本に計算される手当（退職手当を除く）にも反映。

なお、独自削減は、財政状況が改善したことから、平成23年12月をもって終了した。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 一般行政職給料表の状況（26年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
苫前町	43.0歳	323,095円	370,051円	362,784円
北海道	45.4歳	333,403円	400,662円	377,386円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.6歳	303,591円	344,539円	332,748円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(7) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		苫 前 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	170,716 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	139,258 円	140,100 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

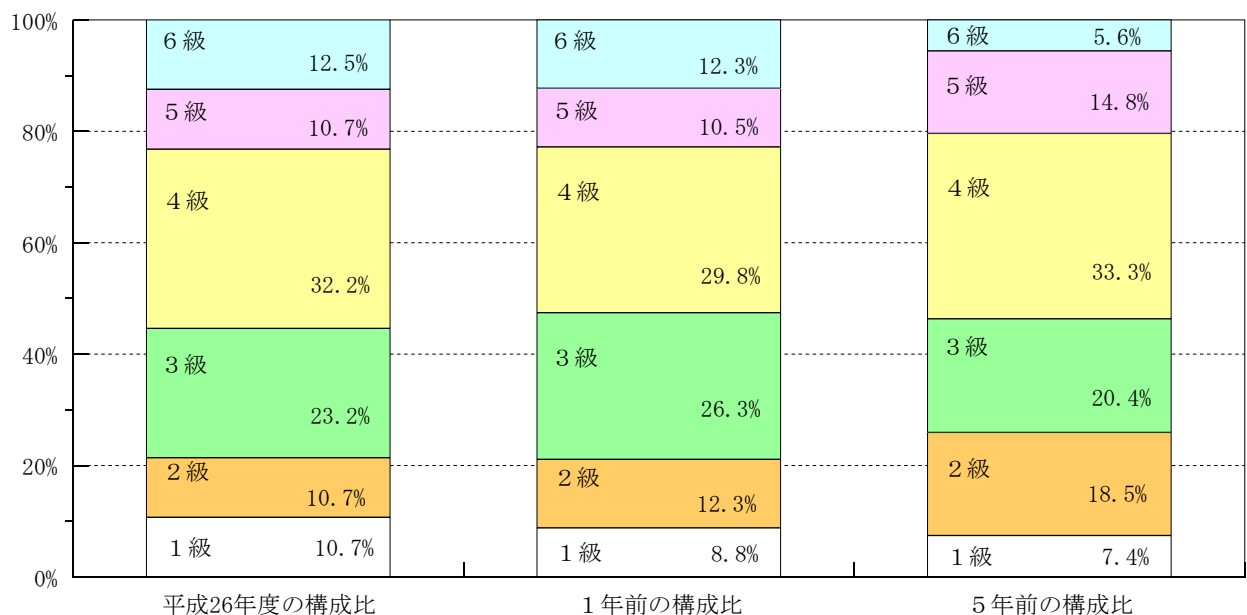
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	250,450 円	284,450 円	350,700 円
	高 校 卒	205,350 円	243,650 円	296,400 円

(注) 各経験年数区分は、近似の階層を含めて平均したものである。

(9) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、保健師、栄養士及び主事補の職務	6 人	10.7 %
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	6 人	10.7 %
3 級	1 保健師長、係長、主査又は主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	13 人	23.2 %
4 級	1 課長補佐又は主幹の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査又は主任の職務	18 人	32.2 %
5 級	1 課長、室長、事務局長又は参事の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又は主幹の職務	6 人	10.7 %
6 級	困難な業務を処理する課長、室長、事務局長又は参事の職務	7 人	12.5 %

(注) 1 苫前町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(10) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績に応じて昇給している。

(11) 期末手当・勤勉手当

苫 前 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,328 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,521 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務実績に応じて支給している。

(12) 退職手当（26年4月1日現在）

苫 前 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.70月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 1人当たり平均支給額 21,037 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.70月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者に支給された平均額である。

(13) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	— %		
手当の種類（手当数）	— 件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員		1日につき500円
死体処理作業手当	死体の処理作業に従事した職員		1日につき2,000円
除雪作業従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき		1時間につき60円

異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	1時間につき、潜水深度に応じて310円から1,500円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬に行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき	1日につき230円

(14) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	9,360 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	218 千円
支給実績（25年度決算）	9,981 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	172 千円

(15) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 13,000円 ○配偶者以外 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		千円 10,535	円 263,375
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ○課長等 給料月額8% ○課長補佐等 給料月額6%	異なる	役職に応じ 6~8%	千円 7,418	円 322,522
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関利用又は自動車等により通勤することを常例とする職員に支給 ○交通機関利用 運賃相当額(上限 55,000円) ○自動車等利用 2,000~24,500円	同じ		千円 738	円 49,200
住居手当	住居等を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ○借家等 家賃の1/2以内(上限 27,000円)	同じ		千円 4,205	円 221,316
休日勤務手当	祝日及び年末年始に正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・支給額=1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		時間外勤務手当に含む	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額=1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、休日等に本来の勤務に従事しないで行う宿日直業務に従事した職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※5時間未満の日直(半日直)の場合は、2,000円	同じ		千円 21	円 4,200
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した管理職員に支給 ○課長等 8,000円 ○課長補佐等 6,000円 ※ただし、勤務した時間が6時間を超える場合は、150/100を乗じて得た額	異なる	役職に応じ 4,000円~ 12,000円	千円 307	円 15,350
寒冷地手当	○扶養親族を有する世帯主である職員 116,800円 ○その他の世帯主である職員 65,300円 ○その他の職員 44,000円	同じ		千円 5,489	円 88,532

(16) 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額	等
給 料	町 長 副 町 長	長	672,000 円 (840,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 458,500 円	
		長	578,000 円 (680,000 円)	647,000 円 / 421,500 円	
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	長	234,000 円 (260,000 円)	310,000 円 / 171,100 円	
		長	198,000 円 (220,000 円)	251,000 円 / 119,000 円	
		員	171,000 円 (190,000 円)	230,000 円 / 100,000 円	
		員	190,000 円		
期 末 手 当	町 長 副 町 長	長	(26年度支給割合) 3.89 月分		
		長	(26年度支給割合) 3.89 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長	長	(算定方式) 672千円×在職年数×512.6/100	(1期の手当額) 1,378万円	(支給時期) 任期ごと
		長	578千円×在職年数×323.4/100	748万円	任期ごと
寒 冷 手 地 当	町 長 副 町 長	長	(26年度支給割合) 一般職と同じ		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間及び休暇については、苫前町職員の勤務時間、休暇等に関する条例により定められている。

なお、休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇がある。

(1) 勤務時間の状況（26年4月1日現在）

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分である。1日のうち1時間の休憩時間がある。

区 分	範 囲	性 格	給 与
勤務時間 (休憩時間を除く)	8:30~17:15	職務専念義務の課せられている時	有給
休憩時間	12:00~13:00	労働から離れることを保障された時間	無給
勤務を要しない日	土曜日、日曜日	勤務時間を割り振らない日	無給
休日	国民の祝日 12/31~1/5	特に勤務を命じられない限り、勤務が免除されている日	無給

(注) 勤務内容によって、勤務時間、勤務を要しない日及び休日が異なる場合がある。

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、職員に暦年に20日付与される。なお、年の途中で採用された職員には、採用された月に応じて2日から20日までの範囲内で定められた日数の年次有給休暇が付与される。

また、その年に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

職員1人当たり平均取得日数(26年)	12.4 日
--------------------	--------

(3) 特別休暇等の概要

① 特別休暇

種 類	取 得 事 由	期 間
公民権の行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署への出頭	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄提供・登録	骨髄移植のための登録又は末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	5日の範囲内の期間
婚姻	職員が結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間
子の婚姻	職員の子（配偶者の子を含む。）が結婚する場合	連続する3日の範囲内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前日から6週間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間
育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当な場合	2日の範囲内の期間
配偶者出産時の子の養育	配偶者が出産する場合で子の養育のため勤務しないことが相当な場合	5日の範囲内の期間
子の看護	子の看護のため勤務しないことが相当な場合	5日の範囲内の期間
忌引	職員の親族が死亡した場合	親族の区分に応じ7日以内
配偶者等の追悼	職員が配偶者等の追悼のため勤務しないことが相当な場合	1日
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事等勤務しないことが相当な場合	7月から9月までに3日
災害による住居の滅失等	災害により職員の現住居が滅失等し、復旧等のため勤務しないことが相当な場合	7日の範囲内の期間
災害による出勤困難	火災又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
災害による危険回避	災害時において、退勤途上の危険を回避するためやむを得ない場合	必要と認められる期間
感染症による交通遮断等	感染症の予防等による交通の制限により勤務が不可能となった場合	必要と認められる期間

② 病気休暇

負傷や疾病の治療に必要と認められる場合に取得できる。（公務に起因する場合や結核性疾患、血圧症、動脈硬化性心臓疾患及び悪性新生物による疾病を除き3月の範囲内）

③ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子などの負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に連続する6月の期間内で認められる。（無給）

④ 組合休暇

組合休暇は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体の当該機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇として1年に30日の期間内で認められる。（無給）

⑤ 育児休業等（育児休業及び育児に関する部分休業）

育児休業等に関する制度は、地方公務員の部分休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められている。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、同じく3歳に満たない子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度及び小学校就学の始期に達する子を養育するために週20から25時間の勤務パターンを選択できる育児短時間勤務制度がある。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持とその適正な運営の確保の目的から、一定の法定事由がある場合に、降任、免職又は休職とする処分である。

平成26年度については、延べ1名を分限処分（休職）した。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に法令違反、職務上の義務違反又は職員としてふさわしくない非行があった場合に、戒告、減給、停職又は免職とする処分である。

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
件数	4件	0件	0件	0件	0件

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがあって例外が認められる場合のほかは、その勤務時間中、職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、自己が勤務する地方公共団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならない。

職務専念義務の例外として、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などは、職務専念義務が免除される。

(2) 営利企業等の従事制限の状況

職員は、公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならないことから、勤務時間の内外を問わず、原則として営利企業等を営むことができない。

ただし、例外的に任命権者が、許可の基準（職務の遂行に支障がないこと、その職員の職との間に利害関係又はその発生のおそれがないこと、法の精神に反しないこと）と照らして差し支えないと認めて許可を与えた場合に限り認められることがある。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職場研修

職場研修は、主に上司が部下の啓発・向上を意図して、計画性を持って仕事を通じ、あるいは仕事に関連させつつ個別に指導し、育成することを基本とした研修である。日々の仕事の中での上司から部下への説明、ほめる・しかる、率先垂範、権限委譲等はもちろんのこと、職場会議、職場内勉強会、さらには、部下から上司に対するパソコンの操作説明に至るまで、すべてが職場研修となる。この職場研修を支援するため、「職場研修マニュアル」を活用するなどし、職場研修の活性化に努めている。

区分	件数	人数
職場研修(OJT)	随時	

(2) 一般研修（研修所派遣）等

職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能その他基礎的教養を一般的に習得させることあるいは専門的分野の技能を高めることを目的として、階層別に職場外の研修所等に職員を派遣している。

区分	件数	人数
一般研修	10件	20名
専門研修	4件	5名
町村会研修	6件	12名
道外派遣研修	0件	0名
計	20件	37名

(3) 特別研修（自己啓発）

職員研修は、職員各自が個人の自覚と意欲に基づいて行う自己啓発が基本であることから特別研修として位置づけ、必要な支援を進めている。

(4) 勤務成績の評定の状況

本町では、勤務成績の評定制度を導入していない。

ただし、全職員について、その昇給時期と勤勉手当支給時において、所定の勤務日数を勤務していない職員に対して昇給号棒数を減ずるなどの措置を行っている。これにより、平成26年度中に昇給号棒数を減じられた職員は7人、勤勉手当を減額された職員は、延べ9人となっている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

区 分	内 容	実施状況
北海道市町村職員 共済組合	検診・健康づくり事業、ライフプラン推進事業、医療費適正化事業、宿泊施設利用助成事業の実施	
北海道市町村職員 福祉協会	健康管理対策事業への助成、退職者セミナーの開催、入院一時金・出産祝金・結婚優待券等の給付	退職セミナー2名参加 結婚優待券の給付(1名)
町	30歳未満(毎年)、30歳代(隔年)の職員に事業主健診を実施	受診者67名(95.7%)
	30歳代(隔年)、40歳以上(毎年)の職員に総合健診を実施	定期健康診断 10名 人間ドック 57名
	40歳以上の職員のうち希望する者に総合健診時のオプション検査(腹部CT、頸動脈エコー)を実施	腹部CT:22名(46.8%) 頸動脈:20名(42.6%)
	永年勤続職員表彰(退職時)	30年以上勤続者1名を表彰
地方公務員災害補償基金	公務中や通勤途上で被災した場合の補償	公務災害対象者1名 通勤災害対象者1名

(2) 互助会に対する公費の負担状況

区 分	実 績		
北海道市町村職員 福祉協会	公費補助等総額(率)	204,718円(16.6%)	
	一人あたりの公費負担額	2,883円	
町	福利厚生事業実績総額	1,656,102円	
	一人あたりの公費負担額	23,325円	
	個別事業給付単価・実施 件数・実績額	本人弔慰金	
		勤続15年未満 30,000円	実績なし
		勤続15年以上 50,000円	実績なし
		家族弔慰金	
		10,000円	実績なし
		事業主健診助成 10名	91,760円
	総合健診助成 57名	1,132,800円	
	オプション検査助成		
腹部CT検査助成 22名	304,450円		
動脈エコー検査助成 20名	97,092円		
永年勤続者表彰(退職時)			
勤続10年以上20年未満 10,000円/名	実績なし		
勤続20年以上30年未満 20,000円/名	実績なし		
勤続30年以上 30,000円/名	1名		

※北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

アドレス→ <http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>

(3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して任命権者による適当な措置が執られるよう要求することができる。

平成26年度については、措置要求はなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立をすることができる。

平成26年度においては、不服申立はなかった。